



教 育 長	<p>報告第1号 教育長報告について</p> <p>次の3点について報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 赤平市議会第2回定例会（6月15日～6月23日）での一般質問について、教育行政執行方針に対し、5名の議員からあった10件の質問及び答弁内容の概要を報告</li> <li>2 赤平小学校運動会、赤平幼稚園運動会をいずれも実施でき、無事終了したことを報告</li> <li>3 社会教育関係行事について、「ふるさと少年教室開講式」の実施を報告</li> </ol>
教 育 委 員	(質問なし。)
教 育 長	<p>続きまして、議案第1号赤平市高等学校等通学費等支援条例施行規則の一部改正について、事務局からご説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>改正の理由につきましては、赤平市議会において「赤平市高等学校等通学費等支援条例」の改正が議決されたため、下段に記載のとおり規則で定める様式に記載する月額を変更するためです。</p> <p>規則改正の内容につきまして、5ページの対照表によりご説明いたします。</p> <p>様式第3号の字句、7,000円を10,000円に改正するものです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
教 育 長	ご意見ご質問はございませんか。
教 育 委 員	(なし。)
教 育 長	議案第1号については、承認することに決定してよろしいですか。
教 育 長	(全員異議なしということで、) 議案第1号は承認といたします。
教 育 長	<p>続きまして、議案第2号赤平市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局からご説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>改正の理由につきましては、赤平市議会において「赤平市学校給食費の管理に関する条例」の改正が議決されたため、下段に記載のとおり、規則について無償化に伴う改正を行うものです。</p> <p>規則改正の内容につきまして、8ページの対照表によりご説明いたします。</p> <p>第1条は字句の追加を行うもの、第7条は学校給食費を納付する義務</p>

学校教育課長	及び徴収する規定について、無償化となる保護者を適用除外とする旨の項を追加するものです。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	ご意見ご質問はございませんか。
教 育 委 員	(なし。)
教 育 長	議案第2号については、承認することに決定してよろしいですか。
教 育 長	(全員異議なしということで、) 議案第2号は承認といたします。
教 育 長	(その他なし。) それでは、事務局から報告がございます。
学校教育課長	次の5点について確認 1 教育委員による学校訪問(7月13日(水))の集合時間確認 2 中空知教育委員研修会(7月19日(水)、赤平市当番)の教育委員出欠確認 3 北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会(8月23日(水)～24日(木)、室蘭市)の教育委員出欠確認 4 次回の教育委員会は、7月28日(金)午後3時予定とする。 5 教育委員会職員が7月の人事異動該当になった場合、発令前に教育委員会での議決が必要となる。その場合は、「第8回教育委員会」を持ち回り会議にて実施したい。
教 育 長	以上を持ちまして、第7回教育委員会を終了いたします。
署名委員	
署名委員	
書 記 学校教育課 総務・学校教育担当主幹	